

【再就職等監察官からのメッセージ】

○ 常勤の再就職等監察官からのメッセージ

植月 良典 監察官

私は、裁判官として、民事事件を中心に担当していましたが、令和5年4月から再就職等監視委員会に出向し、再就職等監察官を務めています。

再就職等監視委員会は、国家公務員の再就職等規制につき、客観性・公正性をもって、これが遵守されているかを監視し、違反が疑われる場合には厳正に調査を行うために設けられた独立した第三者機関です。そして、監察官はその調査の担い手として委員会に設置され、多数の府省庁等から出向している事務局職員とチームを組んで、日々の調査・監視活動を実施しています。

監察官には、公正で客観的な調査を実現し、委員会で充実した審議が行われるようにするため、主体的に調査方針を策定して、必要な証拠を収集し、関係者の供述を吟味しながら事案の解明を図り、委員会への充実した報告を行うことが求められており、その責任は重たいですが、強いやりがいを感じています。また、調査の過程で行政機関の組織、再就職の実情等に関する知見が得られ、広く行政への理解を深めることができるのは、監察官の仕事ならではの思いです。また、本府省庁等のある都内での調査はもちろん、全国各地に府省庁等の地方支分部局や国家公務員退職者の再就職先もあることから、地方への出張調査の機会も多く、活動範囲の広さも当委員会の特色の一つです（これまでも、個別案件をご依頼する際に、出張の有無や時期についてもご案内しており、弁護士業務やご家庭のご都合を踏まえて、当該案件をお受けいただけるかご検討いただいております。）。

非常勤監察官には、個別の事案について、主に関係者の事情聴取等の実地調査を担当していただいております。調査の基幹となる事情聴取の場面では、弁護士業務の中で培った様々な地位や立場にある人物からの事実確認技法を活用していただくことが可能です。また、個別事案の調査を進めるに当たっては常勤監察官と非常勤監察官とで意見を交換し、主体的に調査活動に参加していただいております。弁護士としての豊富な経験に根差した調査の視点や手法には、我々が学ぶべき点が多く、多様な経歴を持つ非常勤監察官との調査活動を通じて、事務局全体が良い刺激を受けております。

再就職等監視委員会が国家公務員の再就職等規制に関する調査・監視活動を適正かつ厳正に遂行していくためには、弁護士として豊富な経験を持つ非常勤監察官の方々の力と熱意が不可欠と考えています。当委員会の活動にご関心をお持ちの方は、ぜひ積極的に非常勤監察官に応募していただけますようお願いいたします。

○ 非常勤の再就職等監察官からのメッセージ

相良 恵美 監察官

非常勤監察官として、再就職規制違反が疑われる事案等に関して調査を行っています。当事者や関係者から事情聴取をしたり、提出された資料を精査することが中心となりますが、こうした業務は弁護士としての仕事とも重なりますので、これまでの経験をそのまま生かせると思います。また、公務員ではない立場から、事案をみたときに感じる疑問などを調査に生かすこともできます。

調査は、常勤の監察官（現在は裁判官と検察官の方々です）・各省庁から出向してきた職員の方とチームを組んで行いますが、基本的に単独で仕事をするのが多い弁護士業務とは違い、各々の持ち味を生かしてチームで動くという醍醐味を感じることが出来ます。チームで仕事をしていく中で、また、監察官同士で扱った事案を報告し、意見交換したり公務員制度について職員の方に教えていただく機会などを通じて、聴取の仕方、事実認定や資料の評価などに関する新しい見方に気づいたり、公務員制度や行政組織に関する生きた知見を得られることも、自身にとって得難い経験だと思っています。

齋藤 美幸 監察官

私自身は、地方自治体の第三者機関を務めた経験から、弁護士の持つ技能を公的分野でも活かせることに喜びを感じ、法曹として、より公益に貢献することを動機として監察官に応募しました。

実際に監察官として調査を担当してみて、事前の検討及び事後の調査結果のまとめでは、法曹として習得した事実認定及び法的判断が必要とされますし、調査の中心となるヒアリングでは、初対面の方と信頼関係を築き、話の流れに合わせながら必要な事実を聴きとる弁護士の技能が活かせると感じています。

また、弁護士となって一定の経験を積みますと一人で案件処理を担うことが増えますが、監察官の職務では、他の法曹や省庁から出向してきた職員の方々と協働します。協働して事案調査を終結させる喜びや、新しい知見を得られること、何より真摯な姿勢から受ける刺激は、得難いものであると思います。

山田 康平 監察官

監察官の職務は、国家公務員の再就職等規制違反の疑いがある事案についての調査の実施等であり、その中心は当事者や関係者への事情聴取や資料の収集、その内容の精査となります。どの関係者にどのような内容の聴取を行うかの判断も含めて、監察官には法的思考力や資料と供述に基づく事実認定能力が求められますので、その点では日々の弁護士業務での知識や経験をそのまま生かすことができます。

私が感じている最大のやりがいは、常勤の監察官である裁判官と検察官の方や様々な省庁から出向されている委員会事務局職員の方とチームを組んで、意見交換をしながら一つの事案に取り組んでいくことにより、日々の弁護士業務では決して得られない新しい知見や公務員制度や行政組織についての理解を深められることです。

また、規制違反が疑われる事案において、実際に違反が認定できるかどうかは別として、監察官が適切な調査を継続的に実施していくことは、そのこと自体が規制違反の抑止効果につながるものであり、業務を通じて広い意味で社会に役立つことが出来ていると実感できることも監察官の大きな魅力の一つだと思います。